

令和8年度 第35回「建築作品・新潟県賞」募集要項

1. 目 的

優れた建築作品を設計した新潟県内の建築士事務所を表彰することにより、建築士事務所の資質向上への寄与を目的とする。

2. 対 象

- (1) 県内建築士事務所が手がけた新潟県内外の建築物等とします。
- (2) 対象建築作品は、令和6年4月1日から令和8年3月31日までに竣工したもの（竣工の日付検査済証の交付日）とします。
- (3) 部 門
 - ① 住 宅 部 門 （併用住宅含む）
 - ② 一般建築部門
 - ③ 公共建築部門
 - ④ 都 市 部 門 （都市計画、再開発、保存、まちづくり、その他）
- (4) 規模、面積 （応募の際は、A～Cを表記してください。）
 - A 延べ面積が1,000㎡以下の建築物
 - B 延べ面積が1,000㎡を超え10,000㎡以下の建築物
 - C 延べ面積が10,000㎡を超える建築物

3. 応募方法

- (1) 応募者は、次のいずれかに該当する者とします。
 - ① 一般社団法人新潟県建築士事務所協会の会員（以下「会員」という。）
 - ② 会員がその代表構成員を務める共同企業体
 - ③ 新潟県で建築士事務所登録した事務所で①及び②を除く者（以下「非会員」という。）
- (2) 当協会の作品募集に応募したことのある作品の再応募はできません。
- (3) 同一事務所から各部門への応募はできますが、1部門1作品とします。
- (4) 提出する書類・図書は、次の規格に従って作成してください。

※下記の書類を応募ファイル1冊にまとめ、表紙に部門名のみ記入する。

【応募ファイル】 メーカー：コクヨ株式会社

品 番：フーV10 緑（A4-S）

- ①応募申込書 令和8年度第35回「建築作品・新潟県賞」応募申込書（別記様式1）
- ②添付書類 確認通知書第1面～第3面及び検査済書の写し
- ③図 面 等 配置図、平面図、立面図、面積等、設計趣旨（400字以内）
（縮尺自由、青やきでも可、図面内の応募者名は削除すること。）
- ④写 真 外観写真、内観写真（サイズ自由、2枚以上）
- ⑤応募者名 A4の用紙に「建築作品名、応募建築士事務所名」を記入し、
封筒（大きさ自由）に入れ糊付けしファイルに綴じ込むこと。

4. 応募の締切と提出先

- (1) 応募の締切 令和 8 年 12 月 25 日（金）
- (2) 提 出 先 〒951-8131 新潟市中央区白山浦 1-614 白山ビル 6 階
一般社団法人 新潟県建築士事務所協会

5. 応募作品の著作権等

- (1) 応募作品の著作権は、応募者に帰属します。
- (2) 応募提出書類及び入賞作品パネルは、協会に帰属します。

6. 表 彰

- (1) 会員及び会員が代表構成員を務める共同企業体の応募作品の中から優れた作品に対し「優秀賞」数点を選定の上、表彰します。
更に優秀賞の中から、他の模範となる優れた作品として「最優秀賞」1 点を選定の上、表彰します。
最優秀賞及び優秀賞には、賞状並びに表彰プレートを授与します。
- (2) 非会員の応募作品の中から優れた作品に対し「特別賞」1 点を選定の上、表彰します。
特別賞には、賞状を授与します。
- (3) 表彰は、令和 9 年度定時総会で行います。
- (4) 公表は、報道関係者への周知並びに協会ホームページ及び会報により行います。
なお、ホームページ掲載用としてパネル作成時の電子データをご提供ください。

7. 「日事連建築賞」への推薦（日事連全国大会関連行事の一環）

入賞作品の「日事連建築賞」への推薦可否は、審査委員会で決定します。

8. 審査基準

審査における選考基準（評価軸）は、次のとおりとします。

- ① 意匠、構造、機能上優れていること。
- ② 防災上、安全上、維持管理上十分配慮されていること。
- ③ ユニバーサルデザインに十分配慮されていること。
- ④ 周辺地域の景観形成やまちづくりに配慮されていること。
- ⑤ 地球環境維持に配慮されていること。
- ⑥ 最優秀賞は、①～⑤の項目が優秀で、かつ他の模範となる作品として審査員全員の賛同を得たものとします。

令和 8 年度 第 35 回「建築作品・新潟県賞」審査委員選任要綱

(目的)

第 1 (一社)新潟県建築士事務所協会(以下「協会」という。)が実施する建築作品表彰の審査に
当たり、応募作品を評価・選考する審査委員会の委員を公正に選出することを目的とする。

(審査委員)

第 2 協会の会長は、審査を行う審査委員に次の 5 名を選出する。

西村 伸也	新潟大学名誉教授
地濃 茂雄	新潟工科大学名誉教授
高木 実	(一財)にいがた住宅センター 理事長
本間 裕之	(一社)新潟県建築士事務所協会 会長
砂塚 秀知	(一社)新潟県建築士事務所協会 業務・技術委員長

2 審査委員のうち、審査委員長を西村伸也、審査副委員長を地濃茂雄とする。

(代理審査委員)

第 3 上記第 2 第 1 項で選任された委員が、第三者から公平性を疑問視される場合、その委員は全
ての作品の選考に加わることができない。

この場合、協会の会長は代理の審査委員を選任することができる。

(適用)

第 4 この要綱は、令和 8 年度第 35 回「建築作品・新潟県賞」の選考に適用する。